

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案の概要

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の関係規定を整備するものである。

1 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部改正

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）について、猟銃の所持の不許可の要件となる凶悪な罪として刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する強制執行行為妨害等の罪等を追加するほか、所要の改正を行う。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）について、所要の改正を行う。
- (3) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第8条第1項第2号の罪を定める政令（平成17年政令第171号）について、所要の改正を行う。
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）について、所要の改正を行う。

2 施行期日

この政令は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、上記1(2)の一部については、公布の日から施行する。